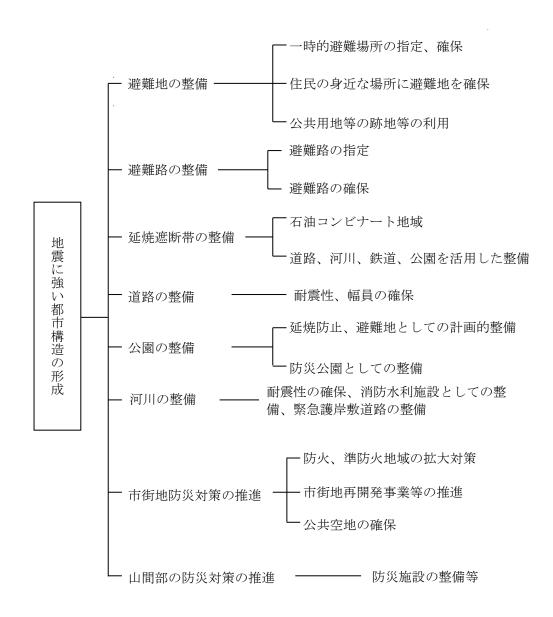
第4章 地震に強い都市構造の形成

基本的な考え方

町は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる道路、公園、河川等、骨格的な都市基盤施設及び防災安全区の整備、土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図るものとする。



第1節 避難地の整備

- 1 震災地の一時的避難場所として、広場、公園及び学校運動場等を避難地として指定、確保する。
- 2 避難地は、避難距離が長くならないようできるだけ住民の身近な場所に確保する。
- 3 避難地を確保するため、公共用地等の跡地等の利用について検討する。

第2節 避難路の確保

- 1 住民が安全に、短時間に避難できる避難路を指定する。
- 2 避難路の安全を確保するため指定にあたっては、震災時に障害物件の発生のおそれが少なく、 幅員の確保できる道路を選定する。
- 3 安全な避難路を確保するために必要な対策をとる。

第3節 延焼遮断帯の整備

- 1 一般市街地に災害が波及するのを防止するため、石油コンビナート地域の延焼遮断帯の整備に努める。
- 2 災害の拡大を防止するため、道路、河川、鉄道及び公園等を活用した延焼遮断帯の整備に努める。

第4節 道路の整備

道路は、防災活動、緊急輸送等防災対策を進めるうえで、極めて重要な役割を担っていることから、幹線道路を中心に耐震性の確保や幅員の確保等整備を進めていく。

第5節 公園の整備

- 1 公園は、地域住民のスポーツ・レクリェーション、コミュニティ活動等の日常生活上重要な施設であると同時に、延焼防止あるいは避難地として重要な役割を担っており、計画的な整備に努める。
- 2 一定規模以上の公園については、広域的に機能する防災拠点及び避難地として次のように位置付け、多方面からのアクセス確保と、物資の集配基地や中長期の避難地に対応した防災施設の設置等防災機能の充実に努める。
 - ア 蜂ヶ峯総合公園・・・・・・・・・・・・・・・ 広域避難地
 - イ 蜂ヶ峯公園内にぎわい創出拠点施設・・・・・・・地域防災拠点
 - ウ 県道蜂ヶ峯公園線(防災道路)(R03.3現在、事業実施中)・・・・・・・広域避 難地への避難路

第6節 河川の整備

河川背後に形成された一般市街地への浸水被害を防止するため、護岸や堤防、排水機場等の耐震性の確保に努めるとともに、消防水利施設としての取水・貯留施設の整備、緊急時に活用できる護岸敷道路の整備など、防災上必要な施設整備に努める。

第7 市街地防災対策の推進

1 防火、準防火地域の拡大対策

市街地における大規模火災を防止するため、防火、準防火地域等の指定、既指定地域の拡大を系統的に行い、地域内の建築物の耐火性を促進する。

- 2 市街地開発事業等の推進 市街地開発事業等の実施や地区計画の策定等により、都市環境の安全性を確保する。
- 3 公共空地の確保 都市公園、街路、その他公共空地の整備充実を図り、都市における十分な防災空間を確保する。

第8節 山間部の防災対策の推進

山間部においては、地すべり地域、山地災害危険地区等危険地域が数多く存在しており、交通が遮断され、孤立地域が発生するなど、災害の危険度の高い地域が多いことから、災害に強い町土作りを進めるため、避難路、避難場所、耐震性貯水槽等の防災施設の整備や、地すべり防災対策等の防災対策を推進する。